

2010 年度

## ★ News 『平成 22 年度税制改正大綱』の概要

重要

政権交代後初めてとなる「税制改正大綱」は、政治家主導の税制調査会でとりまとめられ、昨年 12 月 22 日閣議決定されました。1 月 18 日招集予定の通常国会に、大綱に沿った税制改正法案として提出されることとなります。

## 平成 22 年度税制改正大綱のポイント

一人オーナー会社課税  
制度は廃止!

## 【中小企業】

- 「特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度」(いわゆる「一人オーナー会社課税制度」)は廃止。平成 22 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から適用。個人事業主との課税の不均衡(二重控除)是正は、平成 23 年度税制改正へ先送り。
- 法人税率引き下げは、財源がないとの理由で見送り。

## 【所得税・扶養控除など】

- 「子ども手当」の支給対象となる年少扶養親族(0~15 歳)に対する扶養控除(38 万円)を廃止。23~69 歳までに係る部分は存続。老人扶養控除(70 歳~)等は存続。
- 高校授業料無償化に伴い、特定扶養親族(16~22 歳)のうち 16~18 歳までに対して、扶養控除の上乗せ部分(25 万円)を廃止→38 万円。19~22 歳までは現行のまま存続(63 万円)。
- 扶養控除・特定扶養控除の廃止・縮小は所得税は平成 23 年分、住民税 24 年度分から適用。
- 配偶者控除の見直しは先送り。

適用対象は、贈与を受けた年の合計  
所得金額 2,000 万円以下の者に限定。

## 【住宅取得資金の贈与税の非課税措置】

- 住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置について、非課税限度額(現行 500 万円)を、平成 22 年中資金贈与は 1,500 万円、平成 23 年中資金贈与は 1,000 万円までに拡充。
- 平成 22 年度中に贈与を受けた者は、改正前制度と選択適用。
- 相続時精算課税制度の特例は、特別控除 1,000 万円上乗せを廃止。

【ガソリン税】○現行の 10 年間の暫定税率は廃止。当分の間、現行税率水準を維持。→新たな制度へ。 ○自動車重量税の暫定税率による上乗せ分を一部軽減。

【たばこ税】○1 本当たり 3.5 円の税率引き上げ(小売価格 1 本 5 円上昇)。平成 22 年 10 月 1 日から適用。

【国税・罰則】○脱税に係る懲役刑の上限を 10 年(現行 5 年)に。国税関係罰則の見直し。

【租税特別法の見直し】 適用期限を迎える国税 81、地方税 90 の租税特別措置のうち、一部は廃止・縮小されたが、大きな租特は存続。

【所得税寄附金控除】適用下限 5,000 円→2,000 円

【小規模企業共済制度】加入対象者の拡大など

【環境税、納税者番号制度導入など検討課題に】

謹賀新年



本年もよろしく願い申し上げます。

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9

田中会計事務所 税理士 田中育雄

TEL052-915-8902 FAX 052-911-8259

<http://www.tanaka-kaikei.co.jp/>